

【喫煙室設置の技術的基準適合チェックリスト】

喫煙室の構造及び設備

(喫煙室の構造及び設備の技術的基準)

- たばこの煙が室内から室外に流出しないよう壁、天井等によって区画されている。
 - ※ 喫煙室の出入口を除いた場所において、床面から天井までたばこの煙を通さない材質・構造のもので仕切られていることが必要です。
 - ※ (加熱式たばこ専用喫煙室のみ) 施設内が複数階に分かれている場合には、喫煙階と禁煙階を分ける取扱いも可能です。
- たばこの煙が屋外又は外部の場所に排気されている。
 - ※ 管理権原者の責めに帰することができない事由がある場合、経過措置として脱煙機能付き喫煙ブースを設置することが認められています。
- 出入口において、室外から室内に流入する空気の気流が、0.2m毎秒以上である。

出入口の気流の測定方法等について

- ※ 「たばこの煙の流出防止措置の効果を確認するための測定方法の例」及び測定方法の動画が厚生労働省ウェブサイトで公開されています。
- ※ 標準的な測定方法の例ですが同等の方法で確認する必要があります。
- 風速計は JIS T 8202 に準拠した一般用風速計を用いている。
- 測定は、出入口を完全に開放した状態の開口面中央において、上部・中央部・下部の3点を測定し、すべての測定点で0.2m毎秒以上あることを確認している。
- 概ね3か月に1回以上定期的に測定している。
 - ※ 良好な状態が1年以上継続していることが確認されており、自然現象も含むたばこ煙濃度に大きな影響を与える事象がない場合は、1年に1回以上の測定としても差し支えないとされています。
- 測定結果を記録している。
 - ※ 「たばこの煙の流出防止措置の効果を確認するための測定方法の例：別添参考の記録用紙」を参考として記録することとされています。
 - ※ 記録は3年間保存することが望ましいとされています。